

神奈川県フットサル連盟規約

第1章 総 則

第1条 この団体は、神奈川県フットサル連盟という。

英名は KANAGAWA FUTSAL FEDERATION (略称KFF)という。

第2条 この団体は、一般社団法人神奈川県サッカー協会及び一般社団法人日本フットサル連盟に加盟し、監理を受ける。

第3条 この連盟の事務局は、会長の定めるところに置く。

第2章 目 的

第4条 この団体は、一般社団法人神奈川県サッカー協会フットサル部会の目的に賛同し、この目的達成に努力する。

第3章 組 織

第5条 この連盟は、公益財団法人日本サッカー協会フットサル登録選手により構成され、一般社団法人神奈川県サッカー協会及び神奈川県フットサル連盟の開催するリーグ戦及び大会に参加するチームにより構成される。

第4章 事 業

第6条 この連盟は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) フットサルリーグ戦及び競技会の開催・運営に関すること
- (2) フットサルの普及及び強化に関すること
- (3) フットサルの研究及び指導に関すること
- (4) フットサルに関する公式記録の作成及び保管に関すること
- (5) フットサルに関する指導資料等の刊行に関すること
- (6) その他目的達成に必要な事業

第5章 役 員

第7条 この連盟には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常務理事 1名
- (6) 理事 10名以上15名以内
- (7) 監事 2名以内
- (8) 顧問、参与 若干名

1 会長には、理事からの選任とする。

2 理事長には、理事からの選任とする。

3 副理事長には、理事からの選任とする。

4 常務理事には、経理担当者から選任する。

5 理事には、一般社団法人神奈川県サッカー協会フットサル部会委員、又は神奈川県フットサルリーグ担当委員と理事会で推薦された、学識経験者が就任する。

6 監事は、理事会で決める。

7 役員は就任時70歳未満とする。但し、業務出向上理事会が認めた場合は除く。

8 委員の職務

- (1) 会 長 :この団体を代表し、業務を総理する。
- (2) 副会長 :会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたとき、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。
- (3) 理事長 :連盟の統轄を行う。
- (4) 副理事長:理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
- (5) 常務理事:理事長及び副理事長を補佐し、この連盟の常務を分担処理する。
- (6) 理 事 :連盟事業の運営に関する次の業務を責任担当する。

第8条 理事の任期

1 この連盟役員の任期は2年とし、重任を妨げない。

2 補欠または増員によって選出された役員の任期は、前任者または現役員の残余期間とする。

第9条 理事の再任制限

1 会長は、原則として合計で5任期(10年)を超える期間につき在任できない。

2 副会長、専務理事は、原則として合算して5任期(10年)を超える期間につき在任できない。

3 但し、本規程の施行後に就任した理事に限る。

第6章 理事会

第10条 この連盟の理事会は次の事項について、随時審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算(大会、講習会、等)
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) リーグ戦などの運営
- (4) 神奈川県を代表するチーム・選手等の選出、推薦及び決定に関すること
- (5) その他重要事項

第11条 この理事会は必要に応じて理事長が召集する。ただしメンバーの1/3以上が会議開催の理由を示して請求したときは、理事長は遅滞なくこれを召集しなくてはならない。

第12条 この理事会は理事総数の過半数が出席しなければ成立しない。

理事長が召集し議長となる。なお、各理事の委任状をもって出席とみなすことが出来る。

第7章 経 費

第13条 この連盟の経費は次のものをもって充てる。

- (1) 別に定める加盟登録金
- (2) 事業による収入
- (3) 補助金、助成金、還付金等による収入

第8章 附 則

第14条 この連盟の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第15条 この規約の改廃はフットサル連盟で審議し議決を経て承認とする。

第16条 この規約は平成18年4月27日より施行する。

第17条 この規約は平成29年4月1日に改正する。

第18条 この規約は平成31年4月1日に改正する。

第19条 この規約は令和5年4月1日に改正する。